

山口県鴻城高等学校生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は山口県鴻城高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員各自の自主的な精神を練磨し、高速に基づき、明朗な学園の建設とその発達を期すると共に、社会文化の興隆に寄与することを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 生徒会ならびにホームルームに関する諸活動
2. 各課外クラブ活動の推進
3. その他の目的達成のために必要な諸活動

第2章 会員および顧問

第4条 本会は山口県鴻城高等学校生徒会員をもって組織する。

第5条 本会の指導および助言のために本校職員を顧問とする。

顧問は数名とし、その選出は学校に委託する。顧問は生徒会のすべての集会に出席する。ただし選挙ならびに議決権は有しない。

第3章 役員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- 会長・副会長 各1名
- 議長・副議長 会長・副会長兼任
- クラス代表委員長1名 課外クラブ代表委員長 1名
- 書記長1名 書記1名
- 会計1名
- 学習委員長1名 保健体育委員長1名
- 図書委員長1名 環境整備委員長1名

但し人数においては増減もあり得る。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長 本会を代表とし、会務を総轄する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある場合はその仕事を代行する。
3. 議長・副議長 会長・副会長が兼ねる。
4. 書記 本会の活動を記録する。
5. 専門委員長 各ホームルーム役員の見解を総括し、専門委員会に提案し、専門委員会の決定事項の遂行にあたる。
6. クラス代表委員長 各ホームルームの見解を総括し、クラス代表委員会に提案し、クラス代表委員会の決定事項を遂行する。
7. 課外クラブ代表委員長 各課外クラブの見解を総括し、課外クラブ代表委員会の決定事項の遂行にあたる。

第8条 各委員会の仕事は次の通りとする。

1. 中央委員会 必要に応じてクラス代表委員会ならびに課外クラブ代表委員会・専門委員会を総括し、議案を検討し決定する。
2. 専門委員会 各ホームルーム役員の見解を検討し、総括する。
3. クラス代表委員会 各ホームルームの見解を検討し、総括する。
4. 課外クラブ代表委員会 各課外クラブの見解を検討し、総括しクラス委員会に議案として提出する。

第9条 役員の仕事は毎年12月1日より翌年の11月30日までとする。役員に欠員を生じた場合は直ちに補充しその仕事は前役員の仕事期間とする。

第4章 選挙

第10条 本会の各役員は次の方法によって選出される。

1. 会長・副会長・議長・副議長・書記長・書記は立候補制により、選挙によって選出される。ただし立候補には20名以上の会員の推薦を必要とする。立候補者が定数に満たない場合には、執行部の責任において、適当な処置をとり、これを補う。
2. クラス委員および課外クラブ委員はその所属する団体より選挙により選出される。

第11条 執行部は総選挙に関する一切の準備を、選挙日の10日前から開始する。

第5章 会議

第12条 生徒総会は必要に応じて会長の名により総会およびあらゆる会議を開くことができる。

第13条 すべての会議は会員ならびに委員の3分の2以上をもって開くことができる。議決は出席者の過半数により決定される。ただし可否同数の場合は議長が決定する。

第14条 会議はすべて公開される。

一般会員は生徒会のあらゆる会議について発言権が認められる。ただし、議決権は認められない。

第6章 会計

第15条 本会は会費として毎月700円を働収する。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の会計は、毎学年1回監査を受ける。

第7章 解任

第18条 本会の役員に対する解任請求はクラス委員会に全会員の3分の1以上の連署をもって提出する。

第8章 補則

1. 本会は昭和39年1月13日より施行する。

1. 本会における規約の変更は総会において行うことができる。